

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書の訂正報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の5第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成22年3月12日
【会社名】	JVC・ケンウッド・ホールディングス株式会社
【英訳名】	JVC KENWOOD Holdings, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役会長 兼 社長 兼 最高経営責任者(CEO) 河原 春郎
【最高財務責任者の役職氏名】	取締役 兼 最高財務責任者(CFO) 尾高 宏
【本店の所在の場所】	横浜市神奈川区守屋町3丁目12番地
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【内部統制報告書の訂正報告書の提出理由】

平成21年6月24日に提出いたしました第1期（自平成20年10月1日至平成21年3月31日）内部統制報告書の記載事項に一部誤りがありましたので、これを訂正するため内部統制報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2【訂正事項】

3 評価結果に関する事項

4 付記事項

3【訂正箇所】

訂正箇所は__を付して表示しております。

3【評価結果に関する事項】

（訂正前）

上記の評価の結果、代表取締役会長 兼 社長 兼 最高経営責任者(CEO)河原春郎は、平成21年3月31日現在における当社グループの財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたしました。

（訂正後）

下記に記載した財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼすこととなり、代表取締役会長 兼 社長 兼 最高経営責任者(CEO)河原春郎は重要な欠陥に該当すると判断いたしました。従って平成21年3月31日における当社グループの財務報告に係る内部統制は有効でないとして判断いたしました。

記

-

当社グループでは、当社の連結子会社である日本ビクター株式会社（以下、ビクター）の欧州等の海外販売会社に係る損失その他事業構造改革に伴う損失総額約76億円の期間帰属やその損失額、処理方法等についてさらに検討が必要との結論に至り、外部専門家及び社外取締役・監査役から構成される調査委員会を設置し、調査いたしました。

調査委員会から過去にさかのぼって会計処理に不適切な部分があるとの調査の報告を受け、ビクターが平成22年3月期第2四半期に計上した上記の損失や今回の調査によって新たに発見されたその他の事項の内、過去の決算において計上すべきであったものについて精査を行い、更に、過去における「のれん」を含む資産の回収可能性等に関する判断を見直した結果、第1期第3四半期の四半期報告書、第1期有価証券報告書を訂正いたしました。

訂正の原因となった不適切な会計処理として、JSP（JVC España, S.A.：スペインにおける民生用機器の販売）及びJDL（JVC Deutschland GmbH：ドイツにおける民生用機器の販売）における販売促進費等の営業関係経費の先延ばし、JIN（JVC International（Europe）GmbH：ロシア、東欧、オーストリア向け民生用機器の販売）における回収リスク、為替リスクの認識不足による損失、JCC（傑偉世（中国）投資有限公司：中国における民生、業務用機器の販売及び中国における持株会社）においては、ディーラーとの関係につき必ずしも経済合理性が貫徹できないマーケットの影響もあり、売掛金の滞留がおき、OC（オプティカルコンポーネント）事業においては、タイ生産子会社との連結会社間取引に債権債務の不一致の未処理、滞留在庫等に係る損失が発生、本社会計処理において未払費用の誤計上がありました。これらは設立前に行われていたものが平成21年3月期にビクターにおいて発見されず、当社設立後もビ

クターにおいて行われていたものがありました。

これは、当社グループでは「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」（企業会計審議会平成19年2月15日）に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠し、ピクター及びその子会社には独自の慣習、組織構造が認められるため、別途の評価範囲として内部統制を評価しておりましたが、結果として、ピクター及びその子会社において不適切な会計処理のリスクに対応するための全社的な内部統制、全社的な観点で評価する決算・財務報告プロセスに関する内部統制、業務プロセスに関する内部統制に重要な欠陥があり、不適切な会計処理の発見とその修正に遅れを生じさせたと認識しています。

平成20年10月のピクターと株式会社ケンウッド（以下、ケンウッド）の統合による当社発足とともに、当社は職務権限規程、取締役会規程、監査役会規程、グループ内の各組織の役割と責任を明確にした連結経営の基本方針等各種規程、当社を頂点とするピクター、ケンウッド等事業子会社、その関係子会社等の経営の重要事項の決裁基準である意思決定・権限基準/意思決定項目一覧表等を整備したほか、グループ内コンプライアンス推進のためのコンプライアンス委員会の設置、グループ全体を対象として内部監査を実施する経営監査室の設置等内部統制システムの構築をすすめてまいりましたが、ピクター及びその子会社においては、これまでのやりかたを継続し、業務分掌に関して事業の効率性は意識されているものの、内部牽制や業務の健全性を確保する配慮が不十分であったこと、リスク管理が十分に機能していなかったこと、企業行動基準や社内通報規程等は設定されていたものの、特に海外子会社に対して十分に機能していなかったこと、内部監査は主に経理部が実施し独立した内部監査機能がなかったことといった重要な欠陥が残りしました。

4【付記事項】

（訂正前）

財務報告に係る内部統制の有効性の評価に重要な影響を及ぼす後発事象等はありません。

（訂正後）

評価結果に関する事項に記載した財務報告に係る内部統制の不備については、調査委員会の調査により明確化されたことではありますが、当社発足後、当社グループは継続して内部統制システムの整備、運用を努めてまいり、平成22年3月期にはさらなる内部統制システムの整備と当社グループ内の周知徹底を計り、運用強化をいたしております。今回の不適切な会計処理につきましても、当社の月次経営会議とそれに続く経営監査室の現地調査が発見のきっかけとなっており、今後これを徹底していくことによって抑止力が高まり、不適切な会計処理を未然に防げるものと考えます。加えて平成22年3月期の財務報告に係る内部統制の評価については、ピクターを別途の評価範囲とせず、一体経営を進め、当社グループを一つの評価範囲として実施しております。

財務報告に係る内部統制の整備、運用及び評価の具体的な強化策としては下記があげられます。

当社での取り組み

当社がコーポレート・ガバナンスの頂点に立つことによる、当社取締役会による事業会社（ピクター、ケンウッド、J&Kカーエレクトロニクス株式会社）等の監督の強化。

グループ連結経営の運営ガイドラインを新たに制定し、統合時に制定された「連結経営の基本方針」に基づき、当社、事業会社、事業会社傘下の子会社及び事業会社以外の当社直轄子会社等のすべての会社を含む当社グループ全体にわたる連結経営を、統一した基準によりいかに効率良くかつ適切に実践、運営していくかにつき、具体的に規定した。

意思決定・権限基準/意思決定項目一覧表の整備と当社グループ内周知徹底により、重要な経営項目については、当社取締役会が決裁を行う体制を徹底。

当社グループの取締役、監査役及び執行役員並びに従業員が誠実かつ適切な行動をとるための、共通の価値観・倫理観を具体化したコンプライアンス行動基準の制定。

コンプライアンス行動基準を逸脱する行為に関する通報と是正手順、及び通報者が不利益な扱いを受けないよう、監視・保護する手順について定める内部通報規程の制定とグループ内周知徹底。

財務報告の虚偽記載を防ぐため、内部統制評価マニュアルを改訂し、より高感度に内部統制の不備を発見する評価及び報告体制の強化。

経営監査室の活動強化により、事業会社とその子会社まで幅広く実地調査を実施して、内部統制の実施状況のモニタリングを当社が一元的に実施し、現場の価値観と異なる立場で発見を早め、抑止力を高め、実施を徹底させてきている。

社内ポータルサイトを一本化することで、社内規程の周知徹底、経営の意思の伝達の迅速性のよりいっそうの向上。

ピクターでの取り組み

当社の指導及び当社との連携に基づき、下記の諸策を実施しております。

経営体制の刷新、ケンウッドとの人事交流等による取締役会の監督機能の強化、組織については本社スタッフ部門の集中化による効率化、当社との重複機能の整理、さらに財務戦略、人事総務は独立した組織とし、経理、人事はピクター本社直轄のダイレクトガバナンス体制といたしました。さらに経理、人事担当幹部は当社がグループ全体で管理し、ローテーションを実施しております。具体的にはケンウッドからピクターの取締役兼財務経理部長に就任し、新しい視点でピクター及びその子会社の財政状態、経理業務全般の把握、分析、是正を行い、その指導のもと各事業部に配置されていた事業経理担当が財務経理部に集結し、経理業務のクロスチェック等が容易に行える体制としております。

連結経理規程を新設

ピクターにおける連結経理に関する管理体制の強化を狙いとし、資産の健全化を維持し、不測の事態による損失等が発生しないよう、内部統制を強化、実施することを目的とするもので、海外販社の管理体制、管理システムの再構築、事業部経理体制の再構築、当社内部監査部門がピクター財務経理部と連携して行う内部監査体制が規定され、実施されています。

平成21年12月から月次で行う海外事業連絡会により海外地域統括会社、海外販社等をピクター本社が直接モニタリング、評価を実施し、異常値の把握及び対策を早めています。

ピクターの子会社に主管事業部を設定し、ピクター本社事業部内のみならず、海外を含む連結事業体として、子会社の内部統制及びコンプライアンスの指導を実施しています。